

令和3年6月24日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 議第 27 号 | 臨時代理の承認を求めることについて |
| 議第 28 号 | 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案 |
| 議第 29 号 | 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて |
| 議第 30 号 | 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて |
| 議第 31 号 | 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて |
| 議第 32 号 | 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて |



議第 28 号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 24 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 草津市歴史資料収集審査会の項の次に次のように加える。

草津市文化振興審議会	文化芸術機能等検討部会にのみ属する委員に限り、委嘱の日から部会の担当事務に関する審議が終了する日まで
------------	--

別表第3 草津市歴史資料収集審査会の項の次に次のように加える。

草津市文化振興審議会	委員の半数以上。ただし、文化芸術機能等検討部会の担当事務以外の議事においては、同部会にのみ属する委員を除いた委員の半数以上	出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
------------	---	--

別表第4 施策評価部会の項の次に次のように加える。

文化芸術機能等検討部会	(1) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に定める機能についての調査審議に関する事務 (2) その他教育委員会が必要と認めること。
-------------	---

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)		旧 規 則	
第1条～第11条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第3条第2項関係)		第1条～第11条 (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第3条第2項関係)	
附属機関の名称	任期	附属機関の名称	任期
(略)	(略)	(略)	(略)
草津市歴史資料収集審査委員会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に 答申する日まで	草津市歴史資料収集審査委員会	委嘱の日から審査した結果を教育委員会に 答申する日まで
草津市文化振興審議会	文化芸術機能等検討部会にのみ属する委員 に限り、委嘱の日から部会の担任事務に関する 審議が終了する日まで		
別表第3 (第6条第3項関係)		別表第3 (第6条第3項関係)	
附属機関の名称	定足数	附属機関の名称	定足数
草津市歴史資料収集審査委員会	委員の全員	草津市歴史資料収集審査委員会	出席委員全員の意見の一致
草津市文化振興審議会	委員の半数以上。ただし、文化芸術機能等検討部会の担任事務以外の 部会の担任事務以外の 議事においては、同部会にのみ属する委員を除いた委員の半数以上		
別表第4 (第9条関係)		別表第4 (第9条関係)	
附属機関の名称	分科会等	附属機関の名称	分科会等
草津市文化振興重点プロジェクト(1)	草津市文化振興計画に定める	草津市文化振興重点プロジェクト(1)	草津市文化振興計画に定める

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)		旧 規 則	
審議会	重点プロジェクトについての調査審議に関する事務 (2) その他教育委員会が必要と認めること。	審議会	重点プロジェクトについての調査審議に関する事務 (2) その他教育委員会が必要と認めること。
検討部会	(1) 草津市文化振興計画に定める文化事業の評価についての調査審議に関する事務 (2) 草津市文化振興計画の成果指標についての調査審議に関する事務 (3) その他教育委員会が必要と認めること。	検討部会	(1) 草津市文化振興計画に定める文化事業の評価についての調査審議に関する事務 (2) 草津市文化振興計画の成果指標についての調査審議に関する事務 (3) その他教育委員会が必要と認めること。
文化芸術機能等検討部会	(1) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に定める機能についての調査審議に関する事務 (2) その他教育委員会が必要と認めること。	施策評価部会	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第 29 号

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 24 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市社会教育委員設置条例(昭和37年草津市条例第16号)第2条の規定により、草津市社会教育委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
学校教育の関係者	藤澤 紳行	校長会
社会教育の関係者	山元 義宣	草津市まちづくり協議会連合会

任期：委嘱の日～令和4年6月30日まで

○草津市社会教育委員設置条例（抄）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定により、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験を有する者

（定数）

第3条 委員の定数は20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によつて補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（委員長および副委員長）

第5条 委員は互選により委員長および副委員長それぞれ1人を選任する。

2 委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときまたは欠けたとき、これを代理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、委員の設置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

議第 30 号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 24 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	任期	備考
学校教育の関係者	角 玲子	令和3年7月1日から 令和3年8月31日まで	草津第二小学校長

草津市立図書館設置条例(抄)

(図書館協議会)

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

1. 調査の目的
 2. 調査の範囲
 3. 調査の方法
 4. 調査の結果
 5. 調査の結論
 6. 調査の今後の方向

議第 3 1 号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
草津市PTA連絡協議会の代表	谷口 伸一	草津市PTA連絡協議会 副会長
草津市校長会および草津市園長会の代表	西村 洋	草津市校長会代表
草津市校長会および草津市園長会の代表	姫野 健	草津市校長会代表
その他教育委員会が必要と認めるもの	橋本 忠裕	渋川学区まちづくり協議会 会計
その他教育委員会が必要と認めるもの	中野 宗城	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	松村 幸子	笠縫学区まちづくり協議会 副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	今井 廣一	常盤学区自治連合会長

任期 令和3年7月1日～令和4年12月26日

（今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間）

○草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校長会および草津市園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

議第 3 2 号

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 4 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

次の者を、草津市学校運営協議会委員に委嘱および任命することにつき、草津市学校運営協議会規則第6条の規定により、本委員会の議決を求める。

区分		委嘱する者	備考
山田小学校	保護者	木村 桂	読み聞かせボランティア代表、PTA会員
	保護者	コリア 真理子	山田小学校PTA会長
	地域の住民	久泉 次郎	山田学区まちづくり協議会会長
	地域の住民	中島 清明	草津栗東交通安全協会山田支部
	地域の住民	川那辺 孝六	元山田学区まちづくり協議会会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	中島 民恵	地域コーディネーター
	対象学校の校長	南 喜普	山田小学校校長
	対象学校の教職員	中村 匡子	山田小学校教頭
	対象学校の教職員	西邑 祥明	山田小学校教頭
	対象学校の教職員	宅間 信一	山田小学校教諭（地域協働合校担当）
	その他教育委員会が適当と認める者	角 広司	元小学校長

任期：令和3年6月24日～令和4年3月31日

草津市学校運営協議会規則（抄）

（委員の委嘱または任命）

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- （1） 保護者
- （2） 地域の住民
- （3） 対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 対象学校の教職員
- （6） 学識経験者
- （7） その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

